

新市基本計画

「ひと まち 自然 活気と希望あふれる 北総の中核都市」
を目指して



印西市・印旛村・本埜村合併協議会

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| I 序論 | 1 |
| 1. 新市基本計画策定の目的 | 1 |
| 2. 計画策定の方針 | 1 |
| 3. 合併の必要性 | 2 |
| II 1市2村の現況と新市の概況 | 3 |
| 1. 位置・地勢 | 3 |
| 2. 沿革 | 4 |
| 3. 気候 | 5 |
| 4. 面積・土地利用 | 5 |
| 5. 人口・世帯 | 6 |
| 6. 産業構造 | 9 |
| III 将来の見通し | 10 |
| 1. 人口・世帯数・就業人口の見通し | 10 |
| IV 新市まちづくりの基本方針 | 11 |
| 1. 新市の可能性 | 11 |
| 2. 新市まちづくりの視点 | 13 |
| 3. 新市の将来像 | 14 |
| 4. 新市の施策体系 | 15 |
| 5. 土地利用構想 | 16 |
| V 新市の施策 | 19 |
| 1. 生活環境 | 19 |
| 2. 健康福祉 | 21 |
| 3. 産業振興 | 24 |
| 4. 教育、文化 | 26 |
| 5. 都市基盤 | 29 |
| 6. 協働、行財政 | 31 |
| VI 新市における千葉県事業の推進 | 33 |
| 1. 千葉県の役割 | 33 |
| 2. 新市における千葉県事業 | 33 |
| VII 公共施設の統合整備 | 34 |
| VIII 財政計画 | 35 |
| 1. 前提条件 | 35 |
| 2. 歳入 | 37 |
| 3. 歳出 | 37 |
| 4. 用語の説明（財政計画） | 38 |

表紙写真

上段左：本埜の白鳥 上段中：北総線 上段右：吉高の大桜
中段左：稲のおだかけ 中段中：千葉ニュータウン中央駅エリア 中段右：里山の風景
下段左：印旛沼捷水路から山田橋を望む 下段右：印旛日本医大駅

I 序 論

1. 新市基本計画策定の目的

わが国における社会経済環境は、世界金融市場の悪化に伴う消費の低迷や、企業収支の悪化、土地や建物の価格の下落、さらに、雇用情勢が悪化したことによる税収の鈍化、行政需要の増大に伴う支出や将来債務の増加などにより、大変厳しい状況です。

また、経済状況の悪化に加え、少子高齢社会、人口減少社会の中で、日常生活圏の拡大、行政需要の多様化などさまざまな問題への対応が求められています。

そのため、地方自治体においては、それぞれの地域の課題に自ら取り組むことにより更なる分権型社会の実現を図るとともに、地域の持つ資源や特性を踏まえた行政施策の推進や専門知識を持つ人材の育成、あるいは国からの補助金や地方交付税などに依存する体質からの脱却など、基礎自治体としての体力をつけていくことが急務です。

この「新市基本計画」は、このような社会背景のもと、新市の将来像の実現に向けて、貴重な資源である人、自然、文化、産業、都市基盤などを有効に活用しながら、希望をもち安心して「住み」「暮らせる」持続可能なまちを築くために、必要な施策や主要事業などを示したものです。

2. 計画策定の方針

(1) 計画策定の趣旨

新市基本計画は、「市町村の合併の特例等に関する法律（新合併特例法）」第6条の規定により策定するもので、印西市、印旛村及び本埜村の合併後の新市のまちづくりの基本的な指針を示すものです。

本計画の実現を図ることにより、新市の円滑な運営と速やかな一体性を確保し、魅力あるまちづくりと住民福祉の向上及び新市全体の均衡ある発展を目指すものとします。

(2) 計画の内容

本計画は、新市まちづくりの基本方針、また、基本方針を実現するための施策及び財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画による基本方針及び財政計画は、合併後おおむね10年間について定めるものとします。

3. 合併の必要性

1市2村の合併で、新たな時代に対応できる力強い自治体を目指します。

●分権型社会への対応

「地方のことは地方で」という地方自治の本旨に則り、平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、「国から地方へ」権限と責任の委譲（地方分権）が進展しています。これにより市町村は、自らの責任と判断で、地域の特性を十分に活かした主体的なまちづくりを進めていくことが重要です。

このためには、合併により、これまで以上に組織体制や財政基盤の強化を図り、自らの行政能力を高めることが必要です。

●少子高齢社会への対応

わが国の人口は、平成17年には減少に転じ、今後さらに少子高齢化が進むことが予想されています。

一般的に少子高齢化は、地域の活力の低下を招くと言われ、税収が減る一方、医療費や介護費用などの支出が増えることを意味します。

このため、市町村においては、強固な財政基盤を築くことが急務であり、合併によるコスト削減と合理化を図ることが必要です。

●多様化する行政ニーズへの対応

交通網の発達による住民の生活圏や企業の経済活動圏の拡大に加え、近年では、インターネットや携帯電話など、ICT（情報通信技術）の急速な普及により、これらが更に拡大し、住民の価値観や生活スタイルの多様化が進んでいます。

これらを背景にしたこのような多種多様な住民ニーズに対応し、より専門的な行政サービスを提供していくために、合併は有力な手段です。

●地方財政への対応

年々、厳しさを増す財政状況の中で、1市2村においては、行財政改革を進めてきましたが、住民ニーズの多様化等による行政需要が拡大しており、これまでの行政サービスを維持していくためには、合併により従来の体制を再検討し、行政の効率化を進めるとともに、財政基盤を強化することが必要です。

●広域的行政課題への対応

近年、湖沼や河川などの水質保全、環境問題、廃棄物対策や介護保険事業の運営など、広域的に対応すべき行政課題が急速に増えつつあります。

1市2村においても、千葉ニュータウン事業や北総線の運賃問題など、共通の課題を抱えており、合併によりこうした課題に一体的に取り組むことが可能となります。

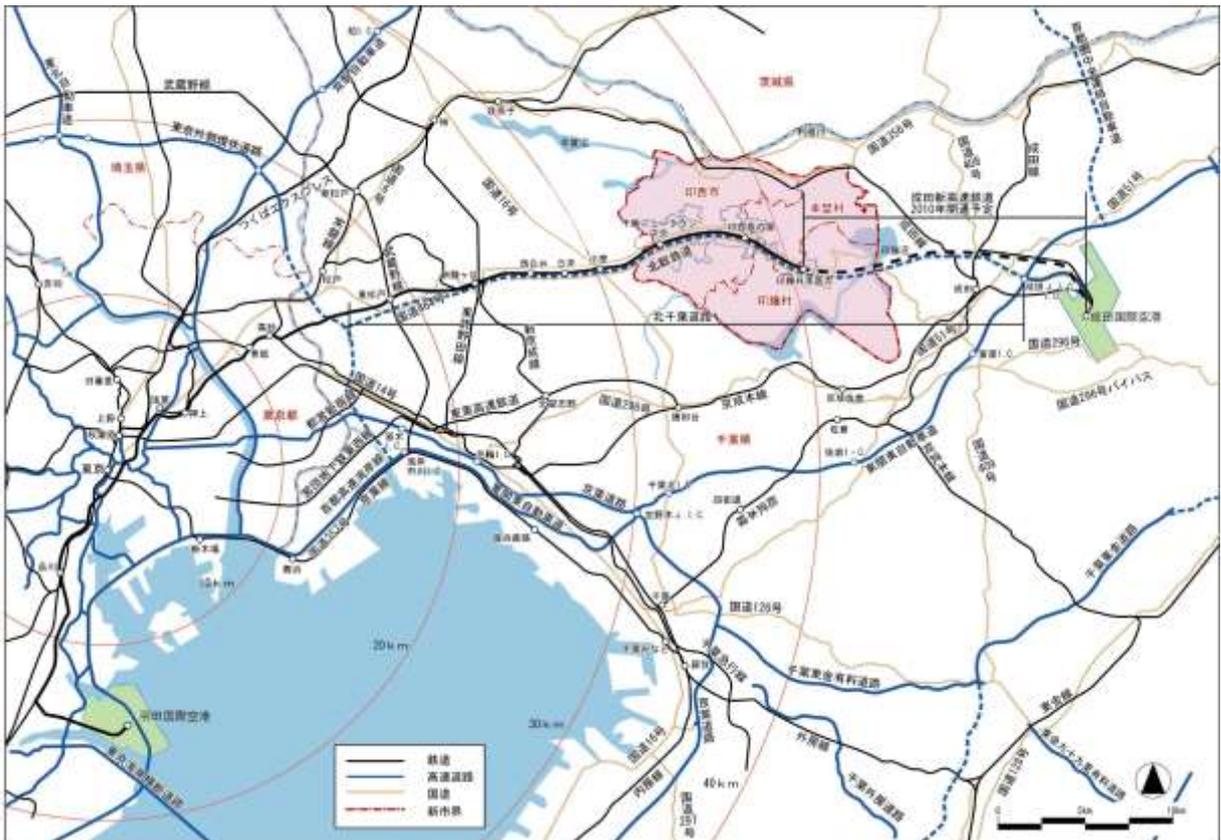
Ⅱ 1市2村の現況と新市の概況

1. 位置・地勢

(1) 位置

本地域は、東京都心から約 40km、千葉市から約 20km、成田国際空港から約 15km に位置し、西は我孫子市・柏市・白井市に、南は八千代市・佐倉市・酒々井町に、東は成田市・栄町に、北は利根川を隔てて茨城県に接しています。

■位置図



(2) 地勢

本地域は、南東部を印旛沼、北西部を手賀沼、北部を利根川に囲まれ、標高 20～30m 程度の平坦な台地と、湖沼周辺の低地により構成されています。

また、台地と低地部の境には、低地部から台地に入り込む谷津と呼ばれる地形と斜面緑地によって、地域の特徴的な景観が形成されています。

地質は、台地は洪積層に属し関東ローム層からなっており、低地部は沖積層に属し一般に肥沃な土地が広がっています。

2. 沿革

●印西市

明治 22 年の市制町村制施行を受けて、木下町、大杜村（大正 2 年から大森町）、船穂村、永治村として編成されました。

昭和 29 年、木下町、大森町、船穂村、永治村の一部が合併し、印西町が誕生しました。その後、平成 8 年に市制施行し、印西市となりました。



●印旛村

明治 22 年の市制町村制施行を受けて、12 の村々がそれぞれ 6 ヶ村ずつ合併し、六合村と宗像村になり、昭和 30 年に 2 村が合併して現在の印旛村が誕生しました。



●本埜村

明治 22 年の市制町村制施行を受けて、竜腹寺ほか 6 ヶ村が合併して本郷村に、小林ほか 16 ヶ村が合併して埜原村になりました。

大正 2 年には本郷村と埜原村が合併して本埜村が誕生しました。



3. 気候

気候は内陸型に近く、年間平均気温は 15℃前後と比較的温暖で、降水量は年間 1,300mm 位です。

4. 面積・土地利用

(1) 面積

1市2村を併せた全体面積は、123.8km² となり、周辺の同規模の市町村としては、佐倉市 (103.59 km²)、柏市 (114.90 km²)、野田市 (103.54 km²) などがあります。

■市村面積（平成 18 年全国都道府県市町村別面積調） (km²)

| | 印西市 | 印旛村 | 本埜村 | 1市2村計 |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 面積 | 53.51 | 46.57 | 23.72 | 123.8 |

(2) 土地利用

1市2村全体の土地利用は、田畑が約4割、山林が約2割、宅地が約1割となっており、自然環境が多く残されている地域です。

地目別に見ると、水田は印旛村が 30.4%、本埜村が 44.7%と多いのが特徴です。宅地は印西市で割合が高く、JR成田線沿線の既成市街地や千葉ニュータウンを中心に、市街化が進んでいます。

■地目別面積（平成 20 年土地に関する概要調書） (1,000 m²・%)

| | 田 | | 畑 | | 宅地 | | 池沼 | | 山林 | |
|-------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|---------|-------|
| | 面積 | 割合 | 面積 | 割合 | 面積 | 割合 | 面積 | 割合 | 面積 | 割合 |
| 印西市 | 9,795 | 18.3 | 9,680 | 18.1 | 8,319 | 15.5 | 185 | 0.3 | 9,780 | 18.3 |
| 印旛村 | 14,177 | 30.4 | 5,312 | 11.4 | 2,470 | 5.3 | 50 | 0.1 | 10,089 | 21.6 |
| 本埜村 | 10,602 | 44.7 | 1,902 | 8.0 | 1,514 | 6.4 | 371 | 1.6 | 3,226 | 13.6 |
| 1市2村計 | 34,574 | 27.9 | 16,894 | 13.6 | 12,303 | 9.9 | 606 | 0.5 | 23,095 | 18.7 |
| | 牧場 | | 原野 | | 雑種地 | | その他 | | 合計 | |
| | 面積 | 割合 | 面積 | 割合 | 面積 | 割合 | 面積 | 割合 | 面積 | 割合 |
| 印西市 | 365 | 0.7 | 1,039 | 1.9 | 8,214 | 15.4 | 6,133 | 11.5 | 53,510 | 100.0 |
| 印旛村 | 72 | 0.2 | 258 | 0.6 | 5,264 | 11.3 | 8,878 | 19.1 | 46,570 | 100.0 |
| 本埜村 | 121 | 0.5 | 621 | 2.6 | 357 | 1.5 | 5,006 | 21.1 | 23,720 | 100.0 |
| 1市2村計 | 558 | 0.5 | 1,918 | 1.5 | 13,835 | 11.2 | 20,017 | 16.2 | 123,800 | 100.0 |

5. 人口・世帯

(1) 人口と世帯数

平成 21 年 2 月 1 日時点の住民基本台帳による 1 市 2 村の総人口は 85,936 人、世帯数は 30,316 世帯、1 世帯あたり人員は 2.83 人となっており、人口の半数以上は千葉ニュータウン区域が占めています。

市村別に見ると、印西市、本埜村は全体の約 5～6 割が千葉ニュータウン人口であり、印旛村は約 3 割となっています。

平成 21 年 2 月 1 日時点の千葉県毎月常住人口調査月報による、千葉県全体の 1 世帯あたり人員は 2.50 人となっており、1 市 2 村は、1 世帯あたり人員が多い地域であることがうかがえます。特に本埜村は 1 世帯あたり人員が 3.16 人と多くなっています。

■人口と世帯数（平成 21 年 2 月 1 日住民基本台帳） (人・世帯)

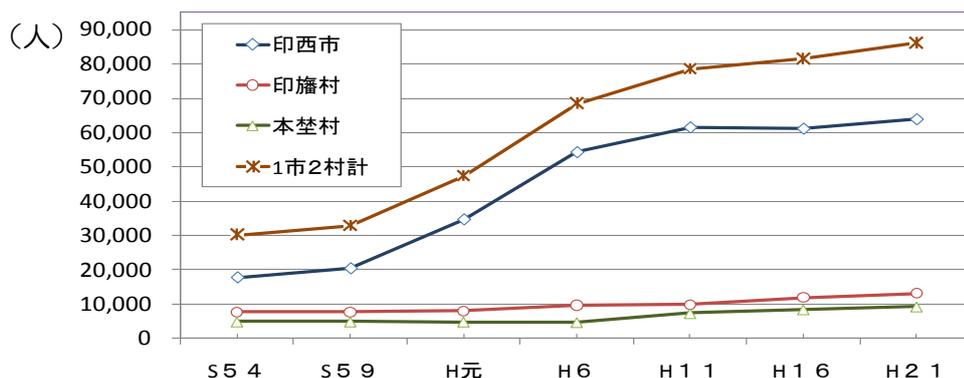
| | | 印西市 | 印旛村 | 本埜村 | 1市2村計 | 千葉県※ |
|----------|---------|--------|--------|-------|--------|-----------|
| 総人口 | | 63,415 | 13,373 | 9,148 | 85,936 | 6,155,478 |
| 区域別 | ニュータウン内 | 37,748 | 3,944 | 5,072 | 46,764 | — |
| | ニュータウン外 | 25,667 | 9,429 | 4,076 | 39,172 | — |
| 性別 | 男性 | 31,478 | 6,738 | 4,578 | 42,794 | 3,074,779 |
| | 女性 | 31,937 | 6,635 | 4,570 | 43,142 | 3,080,699 |
| 世帯数 | | 22,504 | 4,921 | 2,891 | 30,316 | 2,460,877 |
| 1世帯あたり人員 | | 2.82 | 2.72 | 3.16 | 2.83 | 2.50 |

※千葉県データは、平成 21 年 2 月 1 日時点千葉県毎月常住人口調査月報による

(2) 人口の推移

総人口は、千葉ニュータウンの入居が始まった昭和 59 年以降、千葉県全体と比較しても、高い伸び率で人口が増加していましたが、近年は若干伸び率が鈍化し緩やかな増加傾向にあります。

■人口の推移（各年 4 月 1 日住民基本台帳）

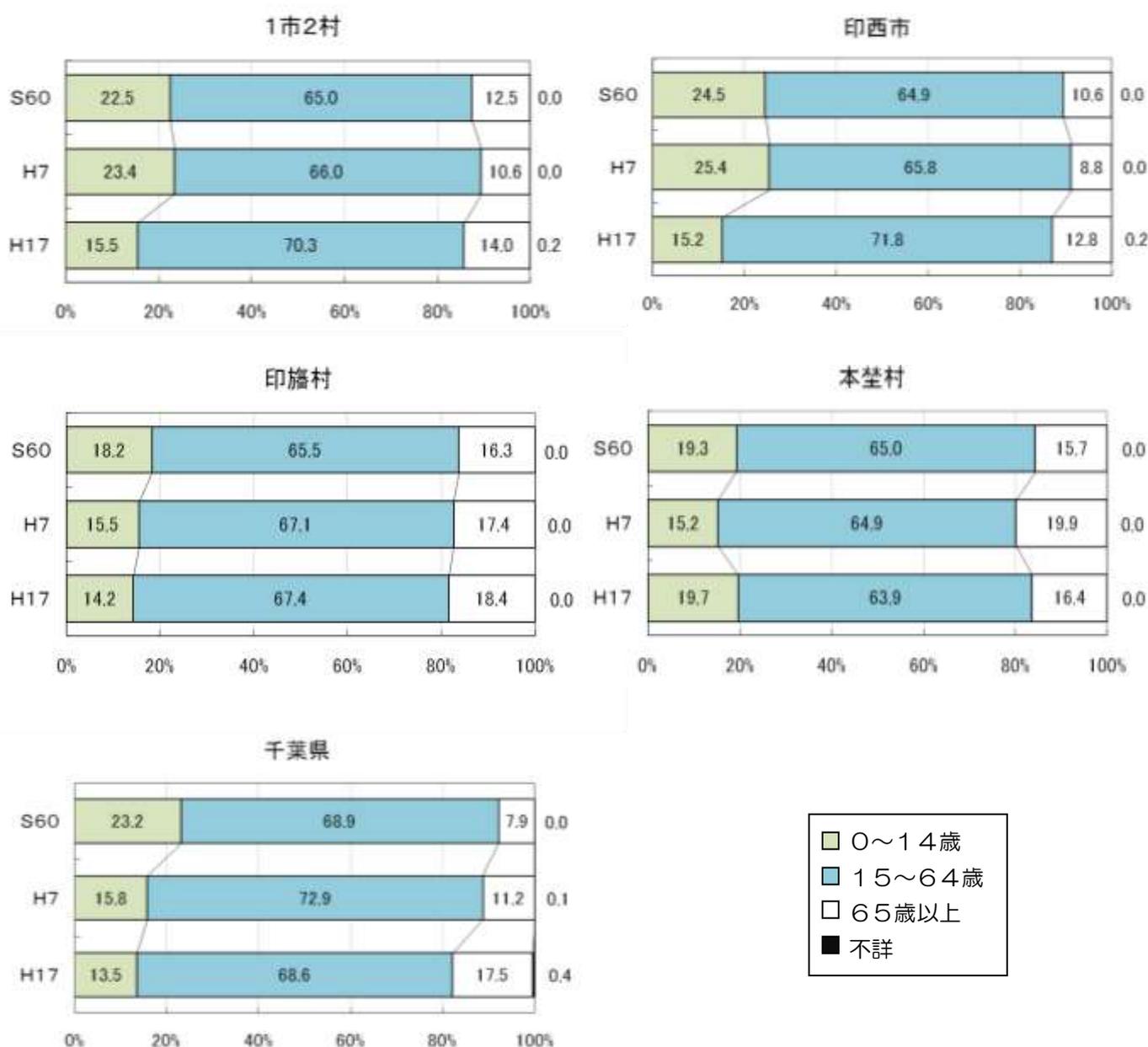


(3) 年齢階層別人口

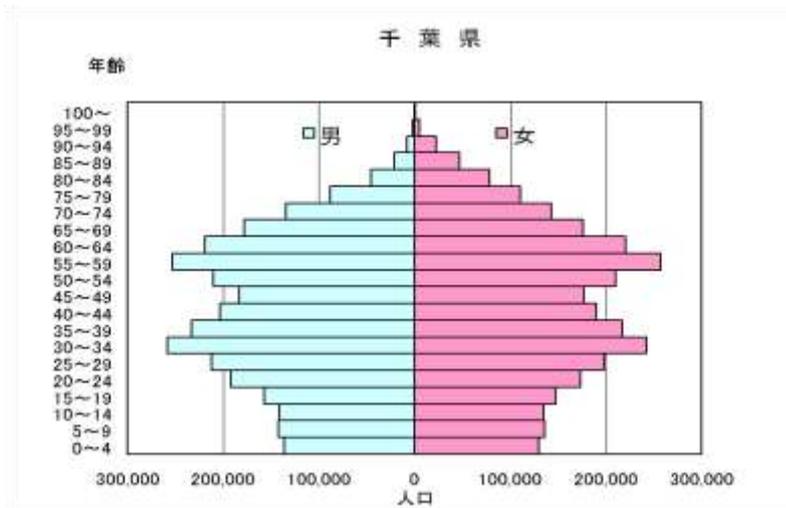
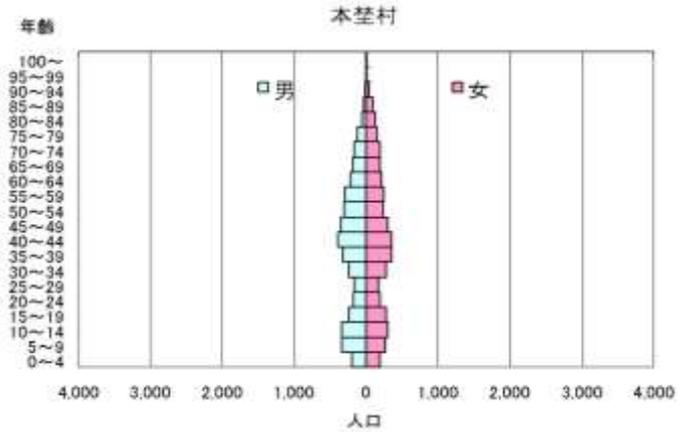
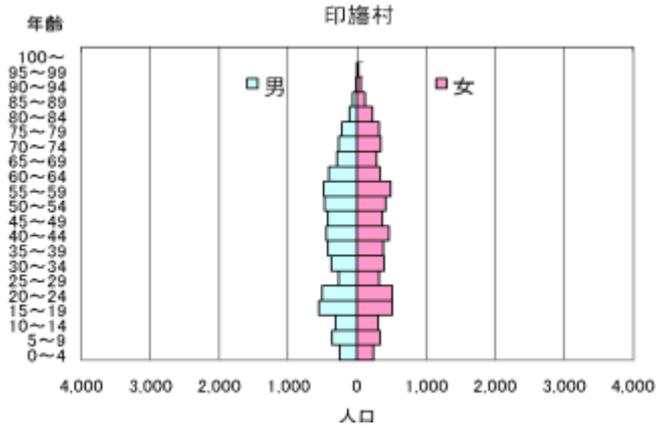
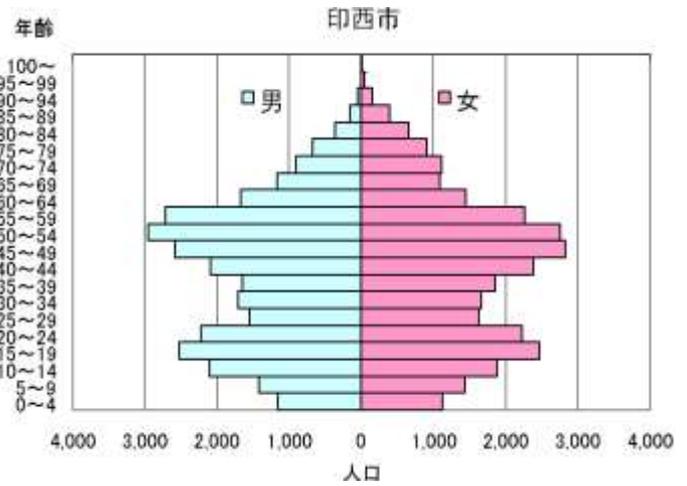
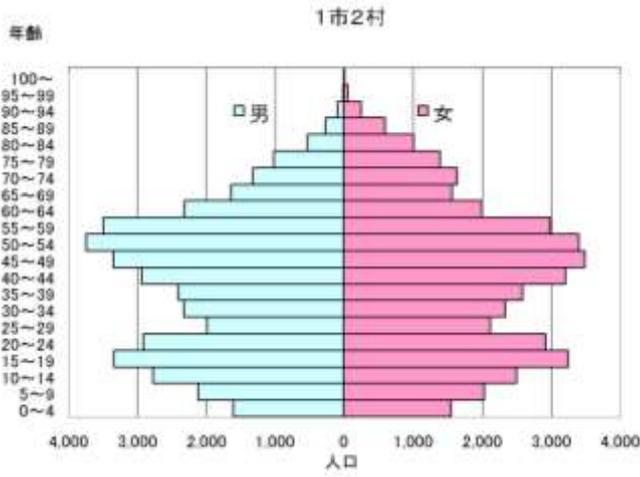
年齢階層別人口の推移は、全体として少子高齢化の傾向が現れており、0～14歳人口割合の低下、65歳以上人口割合の増加が続いていますが、千葉県全体と比較すると、少子高齢化の速度は若干緩やかであると言えます。

市村別に見ると、印西市、印旛村は、ともに少子高齢化の傾向が見られ、印旛村では平成17年の65歳以上人口の割合が18.4%と千葉県全体17.5%と比較して若干高い割合となっています。本埜村は、平成7年までは同様の傾向が見られましたが、人口の急激な増加に伴い、平成17年には0～14歳人口割合が増加し、65歳以上人口割合が減少するという傾向が見られます。

■ 年齢階層別人口割合の推移（国勢調査）



■年齢階層別人口（平成 17 年国勢調査）



6. 産業構造

平成 17 年の国勢調査による 1 市 2 村の就業者数は、第 3 次産業が全体の 7 割以上を占めています。

推移を見ると、第 1 次産業就業者割合及び第 2 次産業就業者割合はともに減少傾向にあり、第 3 次産業就業者割合は増加傾向が見られます。

市村別に見ると、印西市は第 3 次産業就業者の割合が高く、印旛村、本埜村は、千葉県全体と比較して第 1 次産業就業者の割合が高く、市村別に地域の特性を活かした産業基盤が形成されていることがうかがえます。

■産業分類別就業者数と割合（平成 17 年国勢調査） (人・%)

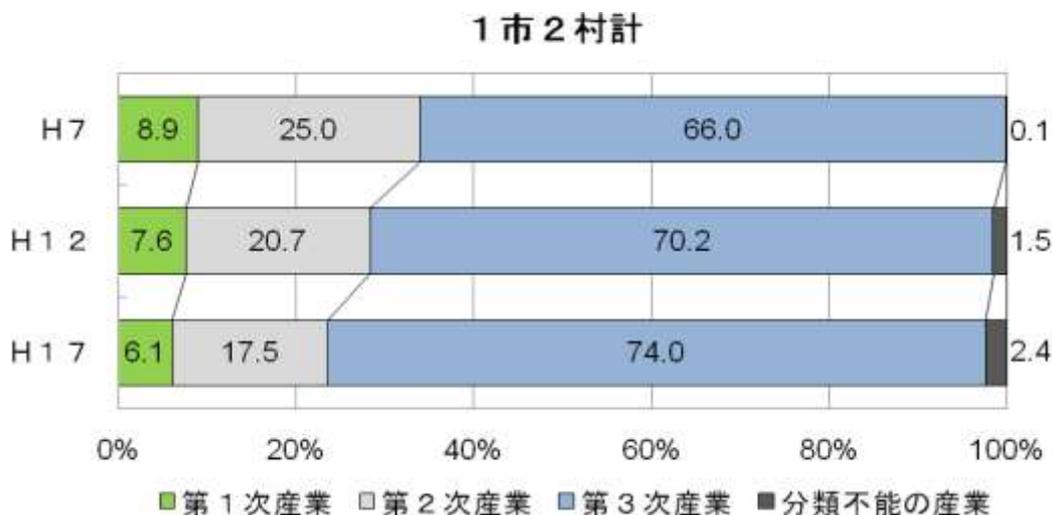
| | 第1次産業 | | 第2次産業 | | 第3次産業 | | 分類不能の産業 | | 合計 |
|-------|---------|------|---------|------|-----------|------|---------|-----|-----------|
| | 就業者数 | 割合 | 就業者数 | 割合 | 就業者数 | 割合 | 就業者数 | 割合 | |
| 印西市 | 1,297 | 4.3 | 5,186 | 17.2 | 22,826 | 75.7 | 860 | 2.8 | 30,169 |
| 印旛村 | 752 | 13.0 | 1,011 | 17.4 | 3,947 | 68.0 | 95 | 1.6 | 5,805 |
| 本埜村 | 371 | 9.7 | 765 | 19.9 | 2,695 | 70.3 | 4 | 0.1 | 3,835 |
| 1市2村計 | 2,420 | 6.1 | 6,962 | 17.5 | 29,468 | 74.0 | 959 | 2.4 | 39,809 |
| 千葉県 | 107,971 | 3.7 | 640,754 | 21.7 | 2,124,422 | 72.0 | 75,434 | 2.6 | 2,948,581 |

第1次産業とは、農業、林業、漁業

第2次産業とは、鉱業、建設業、製造業

第3次産業とは、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス事業、サービス業、公務等

■産業分類別就業者割合の推移（国勢調査）



Ⅲ 将来の見通し

近い将来、新市の人口は約10万人となることが見込まれます。

1. 人口・世帯数・就業人口の見通し

(1) 人口

新市の将来人口は、平成25年度の千葉ニュータウン事業完了に向けて、大規模な住宅供給などもあることから、平成27年で96,900人になると予測しており、5年間で約8,000人の大幅な増加を見込んでおります。その後も、千葉ニュータウン区域では宅地供給が予定されていることから、人口は緩やかな増加傾向が続き、平成32年には、97,700人になると予測されます。

なお、将来人口の予測に当たっては、コーホート要因法*1を用いていますが、千葉ニュータウン区域については、今後の新規入居予定も考慮し、全体推計を行っています。

(2) 世帯数

地域の平均世帯人員は、平成17年の国勢調査では3.14人/世帯で、減少傾向にあり、核家族化が伺えます。この傾向は今後も続き、平成32年では2.56人/世帯になると予測しております。新市の将来人口に上記平均世帯人員を乗じ、世帯数を予測すると、平成32年で38,200世帯になるとみられます。

(3) 就業人口

地域の就業率（就業人口/15歳以上人口）は、平成17年の国勢調査では、58.2%でほぼ横ばいに推移しています。新市の将来15歳以上人口に上記就業率を乗じ、就業人口を予測すると、平成32年で48,500人になるとみられます。

■将来人口、将来世帯数及び将来就業人口 (人・世帯・%)

| 区 分 | H22 | | H27 | | H32 | | |
|------------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 将 来 人 口 | 88,800 | | 96,900 | | 97,700 | | |
| 将 来 世 帯 数 | 31,100 | | 35,800 | | 38,200 | | |
| 年齢階層別 将来人口/割合 | 0～14歳 | 13,000 | 14.6 | 14,600 | 15.1 | 14,400 | 14.7 |
| | 15～64歳 | 61,800 | 69.6 | 63,400 | 65.4 | 59,300 | 60.7 |
| | 65歳以上 | 14,000 | 15.8 | 18,900 | 19.5 | 24,000 | 24.6 |
| 将来就業人口 | 15歳以上人口 | 75,800 | — | 82,300 | — | 83,300 | — |
| | 就 業 人 口 | 44,100 | — | 47,900 | — | 48,500 | — |
| | 就 業 率 ※ | 58.2 | — | 58.2 | — | 58.2 | — |

※就業率（就業人口/15歳以上人口）は、平成17年国勢調査の実績値による。

*1 コーホート要因法について

コーホート要因法とは、人口を年齢別に5歳毎の階層（注：「コーホート」と呼びます）に分け、各階層が1年後どれだけ増減するかを確率として計算する、統計的に信頼度の高い将来人口推計手法です。

Ⅳ 新市まちづくりの基本方針

1. 新市の可能性

■絶好のロケーション

本地域は都心まで約40km、成田国際空港まで約15kmという交通の要衝に位置しています。さらに、平成22年度の成田新高速鉄道の開業と、平成20年代半ばに予定されている北千葉道路の開通により、交通の利便性が飛躍的に向上します。

■高度な都市機能

東京の多摩や神奈川の港北に次ぐ面積を誇る千葉ニュータウンは、その約7割を本地域が占めています。千葉ニュータウンには、良好な住宅環境だけでなく、全国有数の企業の研究施設や電算センター、多種多様な生活需要に応える大規模商業施設や生活利便施設、高度医療を展開する病院、特色のある研究を進める大学など高度な都市機能が集積しています。

ニュータウン区域内には供給可能な土地が残されており、今後さらなる都市機能の充実が見込まれます。

■豊かな自然環境

本地域の北には日本一の流域面積と日本第2位の長さを誇る利根川、南東部には千葉県一の湖沼面積の印旛沼、北西部には、同2位の手賀沼があります。

また、低地部から台地に入り込む細長い地形は谷津と呼ばれ、農村環境とともに里山として地域の象徴的な景観を形成しています。

これらの自然環境は、生活にうるおいと安らぎを与えると同時に、環境学習やレクリエーションの場としても活用できる地域の貴重な財産です。

■安全な食を支える農業環境

近年、食料自給率の低下や食の安全性が問題となる中で、本地域には印旛沼や手賀沼周辺に広がる大規模な水田や、台地を中心とした多種多様な作物を生産する耕作地が存在しており、安心して安全な食を供給することができます。

こうした都市近郊に広がる農業地域は、近年、新たな就業を創出する場として、あるいはセカンドライフを豊かにする場としても急速に注目を集めており、地域の貴重な資源として大きな可能性を秘めています。

■歴史を伝える文化財と自然を活かした観光資源

本地域には、国・県・市村指定の文化財、地域の祭り、風習や伝説など、歴史を今に伝える有形無形の文化的財産が数多く存在しています。

また印旛沼や手賀沼、本埜の白鳥、吉高の大桜、小林牧場の桜、弁天川・六軒川をめぐる川めぐりなどの観光資源には、毎年多くの観光客が訪れています。

こうした文化的財産や観光資源は、地域の魅力を高めるとともに、私たち住民が地域を愛する心を育てています。

■特色のある大学と高度医療を展開する大学病院

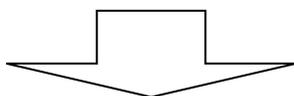
本地域には、オリンピック選手などのスポーツ選手を数多く輩出する順天堂大学や、企業との共同開発や高度な研究を進める東京電機大学など、日本でも有数の特色ある高等教育機関があります。

また、日本医科大学千葉北総病院では、高度医療を展開するとともに、救命救急センターを備え、平成13年10月よりドクターヘリが常駐しています。

1市2村の合併により、これらの高等教育機関や大学病院との連携による特色ある教育や生涯学習の推進、健康づくり・医療体制の充実などを一体的に図ることが可能となります。

このほかにも県立公園、高等学校、ゴルフ場、名産品・・・

合併するとこれらの地域資源が一つに



快適で魅力あふれる総合都市が誕生します！



2. 新市まちづくりの視点

(1) 地域の持続的発展に向け未来への活力を呼び込むまちづくり

近年、経済不況が世界的な広がりを見せるなか、わが国においては平成 17 年には調査以来初めて人口が減少に転じました。このような社会において、地域の持続的な発展を目指すためには、他地域との競争のなかで、自らの手で未来への展望を切り拓いていくことが必要です。

このような状況のなかで、本地域には、北総地域の豊かな自然環境の中に、供給余力を残した計画的な市街地である千葉ニュータウンが存在し、また成田国際空港と都心を結ぶ成田新高速鉄道が平成 22 年度に開業が予定され、平成 20 年代半ばには、北千葉道路も整備される見通しとなっています。

特に成田新高速鉄道の開業は、本地域の地域振興にとっての大きなチャンスであり、成田国際空港、羽田空港と直結したロケーションや他地域にはない良好な自然環境と都市基盤をセールスポイントとし、宅地供給による市民の受入れと企業誘致を進め、未来への展望を切り拓く活力を獲得していく、「地域の持続的発展に向け未来への活力を呼び込むまちづくり」といった視点が必要となっています。

千葉ニュータウンについては、平成 25 年度の事業完了に向け事業が進められているところであり、今後はさらに自治体が主体となり、上記のまちづくりを進めていくことが不可欠です。

(2) 市民が住み続けたい安全・安心のまちづくり

近年、全国的に少子高齢化が急速に進んでいるなか、本地域においても例外ではなく、千葉ニュータウンにおいては、初期入居家庭が世代交代を迎え、若い世代が他地域へ転居する傾向が見られ、高齢化に拍車をかけています。また、既存市街地と水田や台地部において、農業などを中心として発展してきた集落地は、市村平均を超える高齢化の傾向にあるとみられます。その傾向は、今後さらに進行するものと想定され、安心して生活できる福祉サービスの充実や交通網の整備が不可欠です。

このような社会情勢のなか、本地域には、各種の生活利便施設、北総線や国道 464 号、世界的シェアを誇る工場や研究所、特徴的な教育や研究を進める大学、高度医療を展開する大学病院といった、生活に必要な諸機能や就業の場が存在し、今後さらに諸機能の集積が見込まれます。また一方では、低地部に広がる水田地帯や台地上に形成された耕作地を中心とした優良農地が存在し、質の高い安全で安心な地元産品を地元で消費する地産地消のシステムづくりなどを推進することができる環境にあります。

これら「地域の宝」ともいふべき、地域資源と新市の秘めた潜在能力を最大限に発揮し、人と人とがふれあい、心も体も健康な「市民が住み続けたい安心・安全のまちづくり」といった視点でのまちづくりが必要です。

(3) 市民参加によるまちづくり

近年、まちづくりに向けた諸問題を行政と住民が協働して解決していく住民参加の手法が全国的に展開されており、本地域においても、印西市で平成20年8月に「市民参加条例」が施行されるなど住民参加によるまちづくりが進んでいます。

今後、新たな子育て世代の転入や団塊の世代の定年などを背景に、地域での市民のライフスタイルはさらに多様化することが見込まれ、行政への要望も多様化するものとみられます。

これらの要望にきめ細かく対応するとともに、自分達のまちは自分達がつくるという意識づけをしていくためには、「市民参加によるまちづくり」といった視点が一層必要です。

そのため、市民と行政それぞれが、責任と役割をもって、よりよいまちをつくるための仕組みづくりをさらに進めます。

3. 新市の将来像

ひとまち 自然 活気と希望あふれる 北総の中核都市

新市まちづくりの視点から、新市の将来像は次のとおりです。

地域の持続的発展に向け未来への
活力を呼び込むまちづくり

市民が住み続けたい安全・安心の
まちづくり

ひとまち 自然
活気と希望あふれる
北総の中核都市

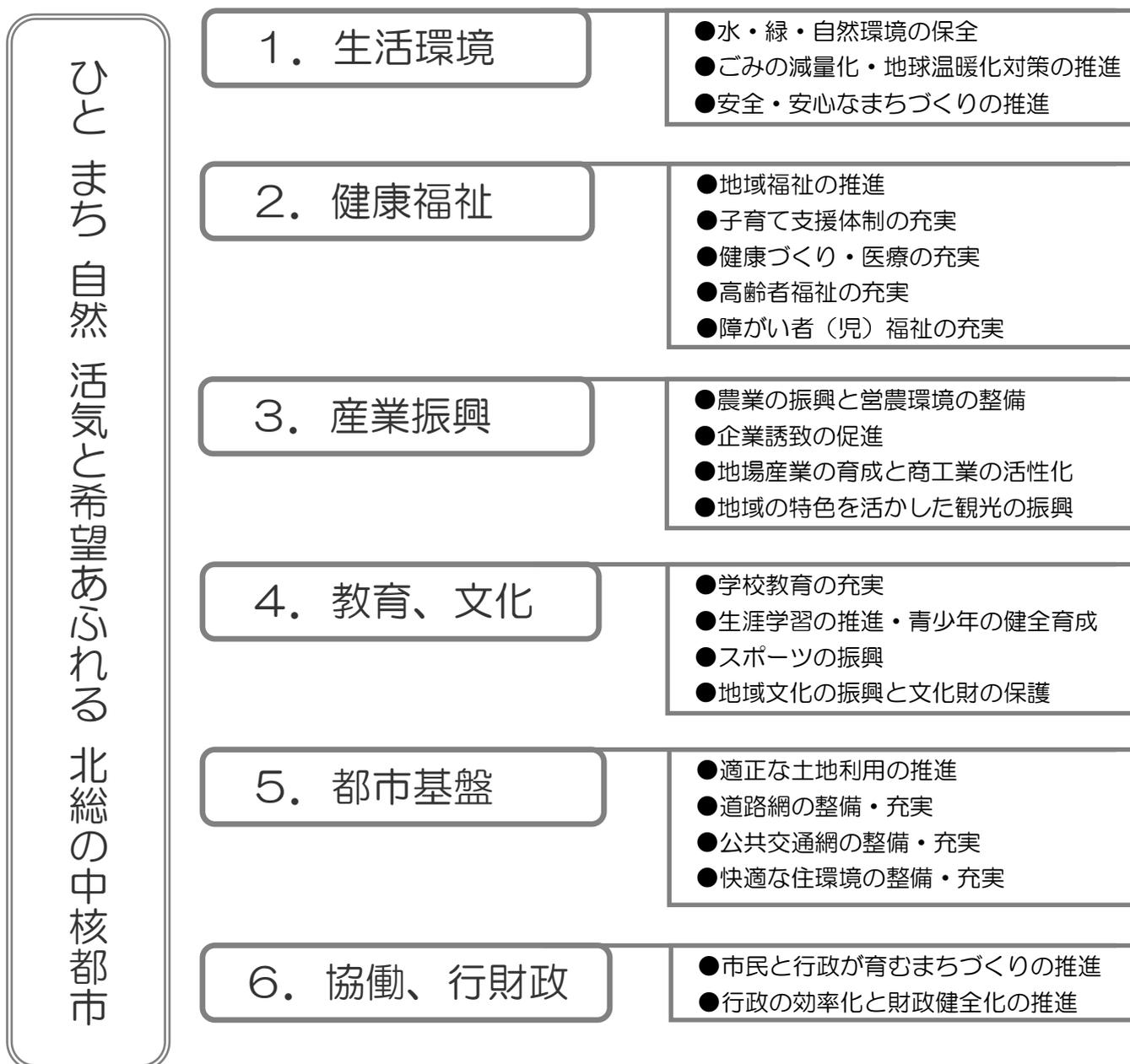
市民参加によるまちづくり

4. 新市の施策体系

目指すのは、市民福祉の向上、住みやすさ日本一。

1市2村の力を結集し、未来への活力を呼び込み、市民参加のもと、だれもが住み続けたいまちづくりを力強く進めます。

新市の将来像を実現するための施策を6つの大きな柱により体系化しました。



5. 土地利用構想

都市の魅力、豊かな自然、広大な農地…それらをつなぐ交通基盤。

今ある財産を活かし、魅力を高める新市の土地利用。

住み、働き、学び、遊び、憩う。総合都市の誕生。

(1) 土地利用の基本方針

●新市の位置づけと課題

本地域は、印旛沼や手賀沼、利根川に代表される豊かな水系と緑豊かな樹林地といった自然環境に恵まれています。また、印旛沼周辺などに沿って広がる水田や台地上の耕作地など良好な農業環境を地域固有の資源として有しています。

近年、低炭素社会の実現が目標とされ、そのためにCO₂吸収等温暖化対策に不可欠な森林等の維持・再生が必要とされていることから、本地域の自然資源は、1市2村の共通の財産として、積極的に保全していくとともに、地域の景観資源、環境学習等のエリアとして活用していくことが大切です。

また、本地域には、これまでの長い歴史の中で形成されてきた市街地と、数多くの有形無形の文化財や伝統的な風習・文化があり、これらは、貴重な地域資源として捉え、次世代に継承していくことが大切であると考えます。

一方で、本地域は、東京都心からの住宅・宅地需要に応えることを目的として、千葉県及びUR都市機構の共同施行による千葉ニュータウン事業が実施されてきました。

本地域を貫き平成 22 年度の開業が予定される成田新高速鉄道及び平成 20 年代半ば開通予定の北千葉道路は「都市再生プロジェクト*1」に位置づけられ、千葉ニュータウン地域は成田地域との連絡性の強化の中で、「成田・千葉ニュータウン業務核都市*2」として、業務施設や中核的施設の集積などが期待されます。

近年、経済危機が世界的な広がりを見せる中で、自治体の財政状況は、全国的に厳しさを増しており、新たな宅地供給や広域のインフラ整備は見込みにくい状況となっています。

このような社会情勢のなか、本地域では、成田新高速鉄道の開業及び北千葉道路の開通を地域振興の大きなチャンスと捉え、今後も新たな宅地や企業向けの用地を供給できることを最大限に活用し、各種産業の振興を図り、新規の定住人口を積極的に受け入れ、さらに、物流・人の交流を活発にするなど地域の活性化を図っていく必要があります。

なお、このようなまちづくり上の課題に対しては、合併というかたちでより強固に結びつき、一元的な施策の実施が可能になるなど、広域的かつ総合的な観点から、新市の均衡ある発展に取り組みます。

*1 都市再生プロジェクト

都市の魅力と国際競争力を高めるため、環境、防災、国際化などの観点から都市の再生を目指す 21 世紀型のプロジェクトとして、都市再生本部（H13.5.8 閣議決定）が決定したものです。

*2 成田・千葉ニュータウン業務核都市

国の第5次首都圏基本計画において、業務核都市である成田地域と千葉ニュータウン地域との連携により、多様なニーズに応えられる都市づくりを進めることが位置づけられています。

●新市における土地利用の基本方針

新市における土地利用の基本方針を次のとおり設定します。

1)土地利用の基本方針

○自然的土地利用

●田園ゾーン

低地部に広がる水田地帯、台地上に形成された耕作地を中心とした優良農地については、既存集落と一体的な保全を図っていきます。併せて本地域の外周部に広がる水辺環境と自然環境は、市民の身近な環境レクリエーションゾーンとして活用していきます。

●緑のゾーン

台地上の樹林地や緑地は、既存市街地や新市街地などを包み込むように分布しており、里山などとして都市と自然がふれあう環境は本地域の特徴です。

このような自然環境は、市民の安らぎと、ふれあいの場であり、貴重な資源として保全を図ります。

○都市的土地利用

●市街地ゾーン

千葉ニュータウンなどの市街地開発事業エリアについては、これまで、良好な住宅地だけでなく、企業や大規模商業施設、生活利便施設などの集積が進んでいます。このゾーンでは、これまでの整備と同様に、本地域の重要な社会資本として、高い水準での都市基盤整備を進めるとともに、商業や都市的サービス機能はもとより産業・業務機能の集積を積極的に図るなど、新たな魅力づけを行っていきます。

本地域に古くから形成された市街地では、良好な地域性を損なわないよう、計画的な生活基盤の整備を進めるとともに、地域の活性化を図るため、商工業の振興、都市機能の配置などを進めます。

2)交通体系の基本方針

●都市軸

本地域の東西を貫く都市軸は、東京都心と成田国際空港を結ぶ首都圏レベルでの放射的な交流軸であり、成田・千葉ニュータウン業務核都市の骨格を形成するための重要な軸として、東京方面への通勤動線や空港関連の物流動線として機能するほか、地域のにぎわいと広域的な交流軸に位置づけます。

●地域交流軸

地域交流軸は、新市の均衡ある発展のため「まちづくり拠点」を有機的に結ぶ交流動線として、地域の連絡性と利便性を高めていきます。

■新市の土地利用構想図

木下駅エリア

木下駅を中心としたエリアは、北部の中心地として、商業や住宅が集積されており、さらなる住環境の拡充を図るとともに、長い歴史に培われた文化資源を新たな魅力として活かす拠点づくりを進めます。

小林駅エリア

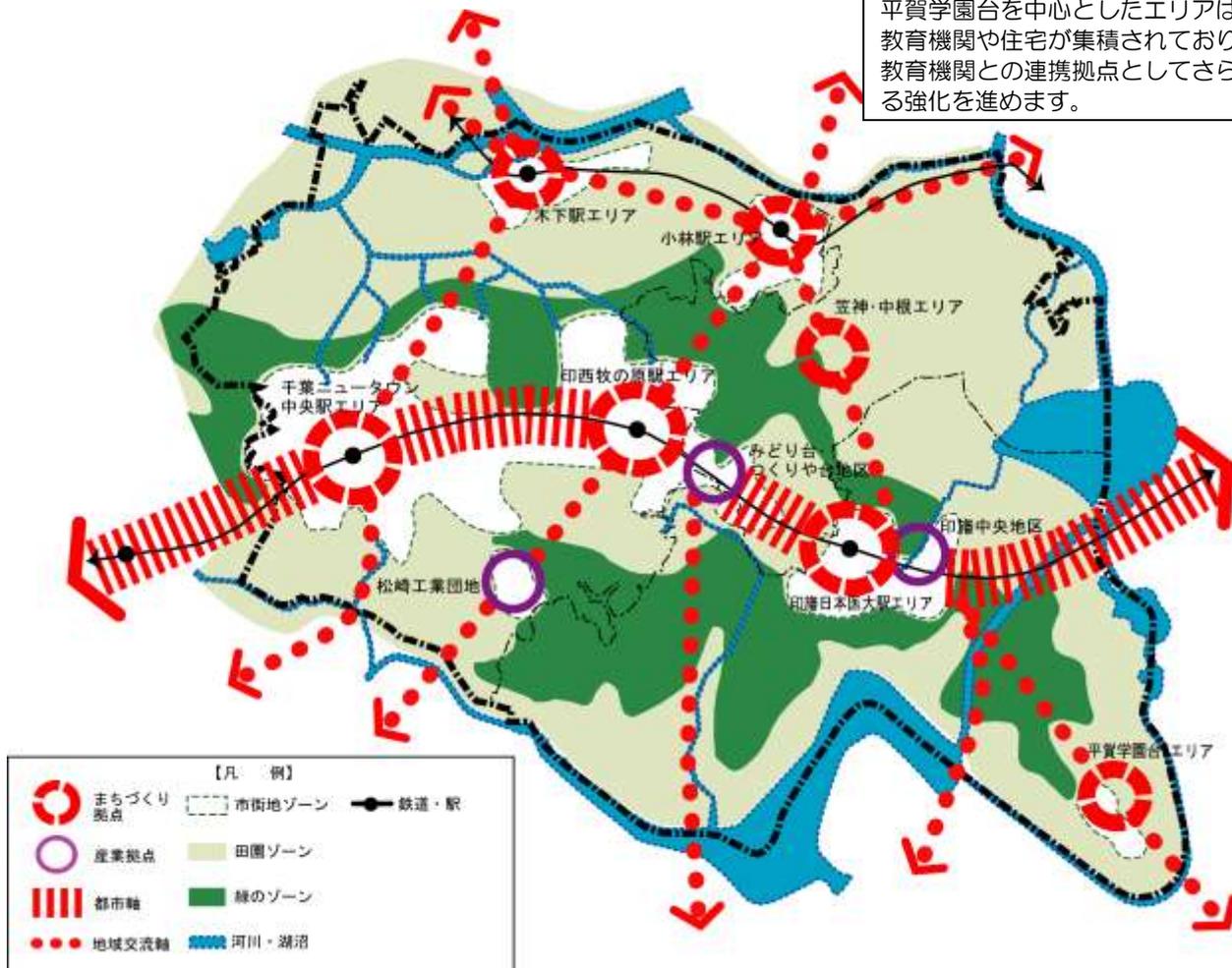
小林駅を中心としたエリアは、商業や住宅が集積されており、さらなる都市機能の拡充を図るとともに、茨城方面との交流・連携拠点としての機能の導入を進めます。

笠神・中根エリア

本埜村役場を中心としたエリアは、行政機能が集積されており、地域の生活利便の向上のため、公共公益機能の強化を進めます。

平賀学園台エリア

平賀学園台を中心としたエリアは、教育機関や住宅が集積されており、教育機関との連携拠点としてさらなる強化を進めます。



千葉ニュータウン中央駅エリア

千葉ニュータウン中央駅を中心とした商業、業務、教育、住宅が集積しているエリアは、国際的な業務機能や情報関連機能をはじめとした都市機能の集積を図ります。

印西牧の原駅エリア

印西牧の原駅を中心としたエリアは、商業、業務、教育、住宅の集積が図られつつあり、大規模な沿道型商業施設の拠点地域として、また千葉ニュータウン中央駅周辺との連携強化による都市機能の導入を進めます。

印旛日本医大駅エリア

印旛日本医大駅を中心としたエリアは、商業、業務、住宅の集積が図られているとともに大学病院が立地しており、高度医療と関連機能の拠点として、健康づくりに特化した住環境の整備を図ります。

松崎工業団地

松崎工業団地は、県中央部との業務機能の交流・連携拠点及び、地域の雇用の拠点として、工業団地の熟成を図ります。

みどり台・つくりや台地区

みどり台・つくりや台地区は、成田地域との連絡性を踏まえた空港関連機能等の業務施設の立地を図ります。

印旛中央地区

印旛中央地区は、成田地域との連絡性を踏まえた空港関連機能等の業務施設の立地を図ります。

V 新市の施策

1. 生活環境

豊かな自然を子や孫へ。1市2村の魅力が一つに。市民と行政が手を携え、自然環境の保全と、安全・安心なまちづくりを進めます。

新市には長い年月をかけて培ってきた豊かな緑や印旛沼や手賀沼、利根川といった水辺など、貴重な自然環境が多く残されており、人々の心や生活に安らぎやうおいをあたえてくれます。

これらは、地域が育んできたかけがえのない地域資源であり、今後も自らの手で守り、育み、「地域の宝」として次代に継承していくことが大切であると考えます。

そこで、新市では環境学習などを通して自然の大切さを学び、自然環境の保全に、より一層努めるとともに、目標や活動方針を定め、地球温暖化防止に取り組んでいきます。

また、地域の状況を考慮し、安心して生活できる防犯・防災体制の充実に努めます。

●水・緑・自然環境の保全

【主な施策】

- ◆環境基本計画の策定・推進
- ◆環境学習の実施
- ◆自然環境の保全
- ◆公園・緑地等の活用
- ◆不法投棄対策の強化



【主な事業】

◎自然環境保全意識の啓発

自然観察会等を通して、市民に自然への関心を持ってもらうことにより、自然環境保全の意識を高めます。

◎自然科学体験学習事業

自然観察や科学実験等の体験学習を通して、児童、生徒の科学的な見方や自然を愛する心を育みます。

◎合併処理浄化槽設置事業

生活雑排水による公共用水域の水質汚濁防止のため合併処理浄化槽設置者に対し補助金を交付し普及促進を図ります。

◎不法投棄対策事業

不法投棄監視員を設置し、不法投棄の現状を的確に把握するとともに、監視カメラの設置など不法投棄監視システムの有効な運用に努めます。

◎クリーン推進運動事業

毎月第1月曜日を「クリーン推進デー」とし、市民、事業所、団体、行政が一体となり、散乱ごみ等の清掃を全市一斉に行い、またゴミゼロ運動への参加拡大を呼びかけ、環境美化の推進及びモラルの向上を図ります。

◎歩行喫煙及びポイ捨て等防止対策事業

市内全域で、公共の場所での歩行喫煙、空き缶等のポイ捨て、飼い犬等の糞の放置を禁止し、美しいまちづくりを推進します。

◎空き地等管理指導事業

空き地等の適正な管理に関し必要な事項を定め、良好な生活環境を保持します。

◎みどりの基本計画の見直し

緑の状況、まちづくりの方向、市民の緑に対するニーズの変化にあわせ、公有地の緑のみならず、里山等に見られる民有地の樹林地等も含めた緑地の保全及び緑化の推進に関する計画の見直しを行います。

●ごみの減量化・地球温暖化対策の推進

【主な施策】

- ◆地球温暖化対策の推進
- ◆ごみの減量化・資源化の推進



【主な事業】

◎太陽光発電システム等設置補助事業

太陽光発電システム及び太陽熱利用温水器を設置する者に対し補助金を交付します。

◎ごみの減量化・資源化の推進事業

循環型社会の実現を目指し、市民へのごみ減量化意識の啓発活動の実施、小売店など事業所との協力体制の確立を図り、ごみの減量化・資源化を推進します。

(マイバック推進、廃食油拠点回収、生ごみ処理機等購入費補助、有価物集団回収奨励金の交付など)

◎印西クリーンセンター施設整備事業の促進

印西地区環境整備事業組合のクリーンセンターの老朽化に伴う施設整備を促進します。

●安全・安心なまちづくりの推進

【主な施策】

- ◆防災体制の充実
- ◆防犯対策の強化
- ◆交通安全対策の推進



【主な事業】

◎地域防災体制の強化事業

災害発生時の被害を最小限に抑えるため、地域防災体制の確立を図ります。

(自主防災組織に対する助成、緊急情報発信システムの運用、非常用備蓄食糧の確保及び災害用資機材の整備、総合防災訓練の実施など)

◎防犯拠点施設運営事業

地域への安全情報の提供及び防犯パトロールの活動拠点としての機能を持つ市民安全センターを設置し、行政と地域住民及び関係機関等とが連携した自主防犯活動を推進します。

◎防犯対策事業

地域、各種団体、警察等関係機関と行政が協働し、地区内パトロール、防犯研修会の実施及び広報紙等による啓発活動を通じて、防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯や防犯カメラの整備を促進することにより、犯罪を抑止し安全・安心なまちづくりを推進します。

◎交通安全啓発事業

交通安全教室や交通安全啓発運動を実施し、交通事故の減少に努めます。

◎放置自転車等対策事業

自転車等の交通にかかる交通事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境保全を図り、放置禁止区域における放置自転車等の撲滅を目指します。



2. 健康福祉

子どもからお年よりまで、充実した福祉サービスの提供。
医療機関との連携により健康づくりを推進。
また、地域福祉のネットワークづくりもサポートします。

本格的な少子高齢化社会を迎えつつある中で、市民の誰もが生き生きとした生活を送ることのできる地域社会の確立が求められています。そのためには、保健・医療・介護等の福祉制度の体系化による総合的な地域サポート体制を整備し、市民一人ひとりが家庭や地域での支えあいとふれあいの場をもち、心も身体も共に健康であることが大切であると考えます。

そこで、新市では地域で支えあう福祉のネットワークづくりを推進するとともに、それぞれの人の年齢や状況に応じたサポート体制の整備に努めます。

●地域福祉の推進

【主な施策】

- ◆地域福祉計画の策定・推進
- ◆福祉施設の運営充実
- ◆社会福祉協議会との連携・支援



【主な事業】

◎活動の拠点づくり推進

地域福祉を推進するための活動拠点づくりプロジェクトを進めます。

◎相談と情報の窓口づくり推進

地域福祉を推進するための相談と情報の窓口づくりプロジェクトを進めます。

◎地域円卓会議の推進

地域の課題を話し合い、解決していく仕組みとして地域円卓会議を推進します。

●子育て支援体制の充実

【主な施策】

- ◆子育て支援の充実
- ◆子育て家庭に対する経済的支援
- ◆各種保育サービスの充実
- ◆子ども発達支援の充実



【主な事業】

◎地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行うことにより、子育てを支援します。

◎子育てヘルプサービス事業

育児、家事等の支援が必要な世帯に、ホームヘルパーを派遣することにより、生活の安定を図り、ゆとりある子育てを支援します。

◎ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人からなる会員相互による援助活動組織の拡充を図り、仕事と育児を両立できる環境を整備します。

◎子ども医療費助成事業

小学生を対象に医療費の一部または全部を助成することにより、小学生の保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図ります。

◎子ども発達支援事業

心身の発達に遅れのある子どもや支援を必要とする子どもに対し、相談、指導、療育等を実施し健やかな発達を支援します。

◎保育園運営事業

働きながら子育てをしている家庭の支援の充実を図るため、従来の保育サービスを充実させていくとともに、病児・病後児保育等、様々なサービスの提供に努めます。

●健康づくり・医療の充実

【主な施策】

◆健康づくりの推進 ◆健康診査の充実 ◆医療体制の充実 ◆食育の推進

【主な事業】



◎健康づくり事業

市民が健康で充実した生活を送るために、市民の健康に対する関心を高め、健康の保持、疾病の予防に自発的に取り組めるよう健康づくりの実施体制の充実に努めます。

◎健康診査事業

生活習慣病対策として疾病を早期に発見し、生活習慣の改善指導及び適切な治療へと結びつけるため、各種健康診査を実施します。

◎がん検診事業

がん疾患などの予防を図るために検診の必要性を啓発し、受診を促すとともに、がんを早期に発見し、適切な治療に結びつけるため各種がん検診を実施します。

(胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん)

◎母子保健事業

妊娠、出産、育児に向け母子ともに健康な生活が送れるよう援助し、不安を軽減するための相談や仲間づくりを支援します。また、乳幼児期に健診を実施し、その結果に基づき、子どもが健やかに成長、発達していけるよう、適切な助言を行います。

◎予防接種事業

予防接種の知識の普及や意識の向上に努め、予防接種を主体的、計画的に実施することにより、感染症予防を図ります。

◎歯科保健事業

市民が生涯を通して、自分の歯で食事ができることにより健康な身体が保てるよう「8020運動(80歳で20本の歯)」を推進し、口腔衛生の正しい習慣を普及させ、歯科疾患予防の充実を図ります。

◎地域医療推進事業

市民が安心して生活できる医療体制を確立するため、医療機関の誘致・充実を図るとともに、在宅医療や休日・夜間医療、救急医療など多様なニーズに対応できるように関係機関と連携体制を強化します。(かかりつけ医等の推奨、初期救急医療体制の周知、医療機関の誘致など)



●高齢者福祉の充実

【主な施策】

- ◆生きがいつくりと社会参加の促進
- ◆地域支援事業の充実
- ◆介護保険の充実



【主な事業】

◎高齢者就労支援

高齢者の豊かな経験と知識、技能を活かし、生きがいつくりと社会参加の促進を図るとともに、高齢者の生活の安定と生きがいの確保を目的とし、高齢者就労支援センターにおいて高齢者の就労を支援します。

◎介護予防事業

各種介護予防事業を行い、要介護状態等になることを予防することにより、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう支援します。

◎地域包括支援センター運営事業

高齢者が住み慣れた地域で、生活できるよう、ニーズや心身の状態の変化に応じた適切なサービスを包括的・継続的に提供します。

◎介護保険事業

必要に応じた介護サービスが受けられるよう基盤整備に努めるとともに、適正な介護サービス給付に努めます。

●障がい者（児）福祉の充実

【主な施策】

- ◆生活支援の充実
- ◆社会参加の促進



【主な事業】

◎地域生活支援事業

障がい者の有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた生活支援及び相談事業を実施します。

◎障がい者就労支援事業

雇用されることが困難な在宅の心身障がい者の社会復帰及び社会参加の促進並びに小規模福祉作業所等の福祉的就労の場を確保するため、事業の委託、運営費の補助を行います。

◎障がい者（児）福祉施設整備事業

障がい者（児）福祉の増進を図るため、援護施設の整備を行う社会福祉法人等を支援します。また、障がい者（児）の社会参加の促進等を図るため、障がい者支援施設等整備を促進します。



3. 産業振興

バランスの良い産業は、新市のパワーの源。合併によるイメージアップや地の利を活かし、さらなる産業振興を。豊富な農産物で、おいしく安全な地産地消を。

新市においては、道路交通など立地条件を活かした工業、千葉ニュータウンなどの都市基盤を活かした商業、業務系の産業が集積しており、とりわけ、近年では千葉ニュータウンに大規模商業施設が立地し、今後も企業の進出による「就業の場の確保」や「にぎわいの場の創出」への期待が高まりを見せています。

また、恵まれた環境を活かし古くから営まれる農業は、近年、消費地の拡大や食の安全への関心の高まりから、その重要性が再認識されつつあります。

新市では成田新高速鉄道開業及び北千葉道路開通のインパクトを活用した企業の誘致を進めるとともに、地域の生活を支える既存商店街の活性化の支援や、観光資源の情報発信、営農環境の整備による農業経営基盤の強化を積極的に進めます。

●農業の振興と営農環境の整備

【主な施策】

- ◆農業経営基盤の強化
- ◆耕作放棄地の解消促進
- ◆地産地消の推進



【主な事業】

◎農業経営基盤強化促進事業

農業の担い手の育成・確保及び農地の有効利用を図ります。

◎土地基盤整備事業の促進

水田の大区画化、排水整備等の基盤整備を行い、優良農地の確保を図ります。

◎印旛沼二期事業の促進

農業経営の安定及び近代化を進めるとともに、印旛沼の水質保全や周辺地域の治水に資するため、印旛沼二期地区において、老朽化した施設（用水機場、排水機場、用水路、排水路など）の更新を促進します。

◎農地・水・環境保全向上対策事業

農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な参画のもとに、農地、農業用施設の安全管理及び良好な景観の形成に資する事業を支援します。

◎耕作放棄地解消事業

耕作放棄地の活用・解消に向けた取組みを強化します。また、安定した農業労働力の確保のため、農業版ハローワーク（農家で働いてみたい市民を対象）を実施します。

◎市民農園振興事業

農業者以外の人に自然とふれあいながら、野菜等の栽培を通して農業への理解を深めてもらうため、市民農園の利用促進に努めます。

◎地産地消推進事業

農業の生産振興及び生産技術の向上を図るために、消費者と生産者の交流を深め、地場農産物等の消費拡大やブランド化を推進します。



●企業誘致の促進

【主な施策】

- ◆企業誘致の推進
- ◆業務用地等への立地の促進



【主な事業】

◎企業誘致推進事業

関係機関と連携を図り、優良な企業を誘致するため、企業の立地条件の整備や企業立地奨励金の交付を行うとともに、企業に対するPR活動を積極的に展開します。

◎業務施設用地等への立地促進事業

関係機関と連携し成田地域との連絡性を踏まえた空港関連施設や研究機能等、高度都市機能の集積を促進します。

●地場産業の育成と商工業の活性化

【主な施策】

- ◆起業・事業化の支援
- ◆商工業活性化の推進



木下南口商店街の骨董市の様子

【主な事業】

◎商工業の活性化事業

中小企業の経営基盤の確立と魅力ある商店街を形成するため、商工会や関係機関と連携しながら商店街の組織化及び協業化・共同化事業を推進します。

◎特産品づくり（ブランド化）事業

地域振興のため、新たな地元産品の研究を行います。

◎経済活性化推進事業（起業化支援事業）

いんざい産学連携センターを拠点とし、企業・大学との連携のもと、企業者・起業者の支援を行います。

◎地域活性化の推進

中心市街地や、まちづくり拠点の活性化のため、中心となる担い手を育成し、組織活動の支援を行います。

●地域の特色を活かした観光の振興

【主な施策】

- ◆観光事業の推進
- ◆地域資源の活用



ぶらり川めぐり

【主な事業】

◎観光振興事業

地域の魅力を市内外に発信するため、観光資源のPRと観光資源の環境整備に努めます。

◎特産品づくり（ブランド化）事業（再掲）

地域振興のため、新たな地元産品の研究を行います。

4. 教育、文化

教育は未来への投資。
複数の大学とも連携し、充実した教育や文化を育み続ける
まちづくりを目指します。

新市には、豊かな自然環境とともに、これまでの長い歴史の中で形成されてきた、地域固有の有形無形の文化財が数多く残されており、これらを貴重な地域の遺産として捉え、次に継承していくことが大切であると考えます。

こうした伝統文化が受け継がれる一方で、地域の住民による新たな文化活動も幅広く展開されており、地域文化を通じた人と人との交流はより活発になっています。このような文化面での活動や交流は、市民の心を豊かにし、暮らしの中の生きがいになるばかりか、健全な地域社会を構築していく上で欠くことのできないものであり、地域の誰もが参加できる機会をつくっていくことが重要です。

また、新市の将来を担う子供たちが、心身ともにたくましく育ち、地域に愛着と誇りを持ち続けていけるようにするため、時代とともに変わる教育ニーズに的確に対応した教育を実践するとともに、地域全体で子供たちを見守り育てていくことが大切であると考えます。

新市においては、豊かな地域文化を創造していけるような各種の生涯学習・スポーツ活動を推進するとともに、教育環境を充実させ、人や文化を育み続けるまちづくりを目指します。

●学校教育の充実

【主な施策】

- ◆健やかな心と体を育む教育の推進
- ◆活力ある学校づくり
- ◆学校・家庭・地域の連携強化



【主な事業】

◎きらり輝く子供育成事業

小学校駅伝競走大会の開催など、特色ある教育活動推進事業を行います。

◎学習指導の充実事業

児童生徒の学力・体力・社会性を高めるため、学校ごとに学習テーマを設定し、きめ細やかな指導やささまざまな体験学習の導入及び外部人材の登用を図ります。

◎適応指導教室事業

不登校児童生徒に対し学習の支援や体験活動を行い、学校や社会への復帰及び進路に向けての支援を行います。

◎教育相談事業

教育に関する保護者、児童生徒、教職員のさまざまな悩みに応えるため、電話・面接相談を実施します。

◎学校安全事業

児童生徒が自らの安全を確保できるよう、交通安全教室や防犯教室を開催します。また家庭・地域との連携を図ります。

◎国際理解教育推進事業（英語教育の強化事業）

中学校区ごとに外国語指導助手を配置するとともに、小学校においても外国語活動を実施します。

◎読書活動推進事業

小中学校において、図書を整備・充実、読書の奨励と指導の充実を図ります。

◎小中学校等施設整備改修事業

老朽化した施設の改修を計画的に行うとともに、多様化する教育内容、教育方法、地域開放などに対応できる施設整備を実施します。

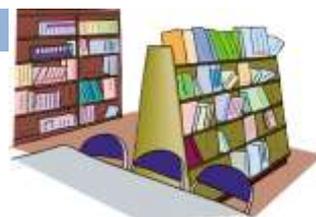
◎学校給食事業

児童生徒に対し、栄養のバランスのとれた食事や、正しい食習慣を理解させるなど、望ましい食生活の基礎・基本を養うとともに、地域や家庭との連携をとりながら学校給食の充実を図ります。

●生涯学習の推進・青少年の健全育成

【主な施策】

- ◆生涯学習機会の提供
- ◆生涯学習ネットワークの形成
- ◆青少年の健全育成の推進



【主な事業】

◎生涯学習機会の拡充

市民の生涯学習に対するニーズに対応し、各種事業の充実を図ります。

◎生涯学習情報の拡充

多様化する生涯学習ニーズに適切に対応するため、生涯学習関係機関等とのネットワーク化を進めます。

◎高等教育機関との連携

高度化する生涯学習ニーズに対応するため、高等教育機関等と連携し、各種事業の質的向上を図ります。

◎青少年健全育成活動の充実

青少年の健やかな成長を促すため、家庭や地域の教育力の向上に努め、関係機関や各種団体等と連携し、青少年健全育成活動を進めます。

●スポーツの振興

【主な施策】

- ◆スポーツ環境の整備
- ◆スポーツ機会の充実
- ◆スポーツ推進体制の整備



【主な事業】

◎スポーツ団体と指導者の育成

体育協会やスポーツ少年団など、スポーツ団体の活動を支援し、競技力の向上及び指導体制の強化を図ります。

◎総合型地域スポーツクラブの設立

各地域の子供から高齢者まで、地域においてスポーツの日常化や世代間の交流が図れるようスポーツクラブの設立・育成を支援します。

◎体育施設利用促進事業

市民がスポーツに親しみ、心身の健全な発達を促進させるため、総合体育館や学校体育施設の利用促進に努めます。

◎生涯スポーツ振興事業

スポーツ参加の機会が少ない市民や、高齢者、障がい者など、誰もが気軽にスポーツに参加できるよう、スポーツ教室の実施やスポーツ団体等との連携強化を図ります。

また、市民誰もが参加しやすいようなニュースポーツの普及やスポーツによる健康づくりを推進します。

●地域文化の振興と文化財の保護

【主な施策】

- ◆文化財の保護と活用
- ◆芸術・文化の振興
- ◆市史編さん事業の推進



木下貝層

【主な事業】

◎芸術文化事業の充実

市民に芸術文化との出会いの場や鑑賞の機会を提供することにより、地域文化の振興の推進を図ります。

◎芸術文化活動の支援

一人ひとりが生きがいを感じ、生活を豊かで快適なものにしていくため、市民による芸術、文化活動を支援します。

◎文化財の保護事業

先人の残した歴史文化の遺産である文化財の価値と意義を明らかにし、未来に向けて適切に保存できるよう文化財の保護を図ります。

◎文化財の活用事業

文化財を活用して地域の歴史や文化を広く公開し、市民がふるさとの価値を見出すことができるよう学習機会の提供に努めます。

◎市史刊行事業

歴史的変遷を学術的かつ系統的に記述した市史を刊行し、市民のふるさとの理解と意識の醸成を図ります。

◎地域史料保存活用事業

市民の活動を記録した地域史料を次世代へ引き継いでいくため、適正な保存に努めるとともに活用を図ります。



中根三頭獅子舞



浦部の神楽

5. 都市基盤

都市基盤は、新市の骨格。
合併によるスケールメリットを活かし、さらに活力あるまちづくりを目指します。

新市のほぼ中央を東西に貫く北総線及び国道 464 号を中心として、千葉ニュータウン事業による住宅や商業・業務機能の複合した新市街地が広がる一方で、旧来からの市街地や集落などの様々な生活環境が共存しており、その地域の特性を踏まえ、新市全体の均衡ある発展のための整備を行っていく必要があります。

そこで、都市機能の充実を図るために、北総線や JR 成田線の利便性向上や地域の活動を支える道路網の整備、適正な土地利用の推進など、バランスのとれた魅力あるまちづくりを目指します。

●適正な土地利用の推進

【主な施策】

- ◆千葉ニュータウン事業の促進
- ◆適正な土地利用の推進

【主な事業】

◎千葉ニュータウン事業の促進

関係機関と連携しながら、平成 25 年度の事業完了に向け事業を促進します。

◎都市マスタープランの策定・推進

都市計画やまちづくり等に関する都市や地域の目指すべき方向性を示した都市マスタープランを策定・推進します。

◎業務用地等の整備の促進

関係機関と連携しながら、業務用地等の整備を促進します。

◎印旛中央地区区画整理事業の促進

地域の実情を踏まえながら、成田地域との連絡性を踏まえた業務施設等の立地を図るため、事業の早期実現を促進します。



●道路網の整備・充実

【主な施策】

- ◆幹線道路整備の促進
- ◆生活道路等の整備

【主な事業】

◎地域幹線道路等の新設改理事業

地域の骨格となる幹線道路等について、新設改理事業を実施します。

(印西市道 00-031 号線、印西市道 00-116 号線、印西市道 00-026 号線延伸区間、印旛村道岡台・内野線、印旛村道猿内線、印旛村道師戸・江川線、印旛村道細免・後田線、本埜村道竜腹寺線、本埜村道 101 号線、本埜村道 103 号線、角田線、その他幹線道路の整備)

◎北千葉道路建設促進

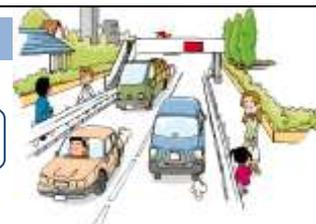
県西地域及び千葉ニュータウンと成田国際空港間とのアクセス強化が図られる北千葉道路の早期完成を促進します。

◎国道 464 号渋滞緩和の促進

国道 464 号の渋滞緩和のため、掘割部の道路整備を促進します。

◎生活道路等整備事業

集落地区の生活道路などを整備します。



●公共交通網の整備・充実

【主な施策】

- ◆公共交通の充実
- ◆駅舎及び周辺施設等の整備の推進



【主な事業】

◎駅舎及び駅周辺施設等整備事業

小林駅の自由通路の整備及び駅舎橋上化や木下駅の北口交通広場など、地域の実情を踏まえながら施設の整備を推進します。

◎成田線活性化事業

成田線の利便性の向上を図るため、列車の増便及び施設改善等について、JR等に要望等を実施します。

◎コミュニティバス運行事業

市民の身近な交通手段であるコミュニティバスの利便性の向上を図り、あわせてより効率的なコミュニティバスの運営を実施します。

◎路線バス運行対策事業

地域住民の生活に必要な民間バス路線の維持及び充実を図るため、路線バス運行事業者に必要な支援を行って行きます。

◎北総線の高運賃是正に向けた取り組み

北総線の高運賃是正及び利便性向上に積極的に取り組みます。

●快適な住環境の整備・充実

【主な施策】

- ◆上下水道施設の整備
- ◆雨水排水対策施設の整備
- ◆バリアフリー化の推進
- ◆景観施策の推進
- ◆住宅施策の推進



【主な事業】

◎公共下水道施設整備事業

生活環境の向上と、公共水域の水質保全に資するため、公共下水道（汚水）の整備を実施します。

◎雨水排水対策施設整備事業

浸水被害を防止するため、市街地の雨水排水対策として、公共下水道（雨水）の整備・充実を図ります。

◎水道施設整備事業

良質な水の安定供給と未普及地域の解消や増加する水需要に対応するため、水道施設の整備に努めます。

◎景観マスタープランの策定

良好な景観づくりが促進されるよう、景観に関する方針等を定めます。

◎建築物耐震改修促進事業

市内の住宅等の耐震化を計画的に実施するため、目標を定め、必要な助成等を行います。

6. 協働、行財政

まちづくりの主役は市民。市民参加及び協働によるまちづくりを推進します。
合併によるさらなる行財政改革で、効率的なまちづくりを進めていきます。

多様化する市民ニーズに対応した、きめ細かなサービスの提供や、魅力ある地域づくりを推進するために、市民・市民活動団体・事業所が主体的にまちづくりに参加できるシステムの構築を推進します。

また行政としても、市民参加を促すための情報公開の推進や広報広聴制度をより一層強化するとともに、健全で効率的な行財政運営のもと、市民が納得できる施策や事業を効率的かつ効果的に実施していきます。

●市民と行政が育むまちづくりの推進

【主な施策】

- ◆市民参加の推進
- ◆市民の自主的な活動の推進
- ◆広報広聴体制の充実
- ◆コミュニティ活動の推進
- ◆情報公開の徹底
- ◆男女共同参画の推進
- ◆国際化の推進



【主な事業】

◎広報広聴事業

市民の意識や意向を的確に把握するため公共施設等に市政ポストを設置するとともに、市民と市長が直接対話できる、市民ふれあい懇談会を実施します。

また、「主役は市民」の観点から、ホームページや広報紙などを通して行政・議会情報等を早くて的確に提供し、市民の市政に対する関心度の向上を図ります。

◎市民活動推進事業

市民活動の推進、活性化を図るため、活動を行うために必要な「場」「情報」「交流」等に関する様々な支援策を実施します。

◎コミュニティ活動の推進事業

行政と町内会等の相互協力関係を強化し、行政の円滑化及び地域社会における住民自治の振興を図ります。また、集会所の新・増築、修繕に補助金を交付し、地域における集会施設の整備促進を図ります。

◎産学官連携事業

教育機関及び民間企業等との連携により、各種施策の効率的推進を図ります。

◎市民参加推進事業

市民参加を推進し、市民と行政とのパートナーシップをより強いものとするため、行政活動に市民が参加しやすい環境を整備します。

◎積極的な情報公開

市民が見やすい情報の公表、提供を行います。

◎国際化推進事業

外国人とともに暮らしやすい地域づくりのために、異文化理解をはじめ、国際交流、在住外国人への支援、国際化推進体制の整備等を推進します。

◎男女共同参画推進事業

男女が共に性別に関わりなく、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

◎女性の悩み相談事業

さまざまな悩みを抱える女性の支援として、女性の悩み相談事業の充実に努めます。

◎配偶者等暴力被害者支援事業

配偶者等暴力被害者の緊急避難に対しての支援を実施します。

●行政の効率化と財政健全化の推進

【主な施策】

- ◆行財政改革の推進
- ◆電子自治体の推進
- ◆公共施設の整理統合と有効利用
- ◆広域的連携の強化



【主な事業】

◎行財政改革の推進事業

職員の適正な配置や定員管理、事務事業の見直し、民間委託の推進などを実施し、総合的な行政能力の強化を図るとともに、人件費の削減などによる歳出の抑制及び歳入確保を促進し、財政基盤の強化と健全な行財政運営に努めます。

また、税負担の公平性を保つため、税の徴収対策を強化します。

◎職員能力の向上

職員の資質の向上、能力開発など人材育成を図るため、専門的・実務的な知識を習得させる研修を実施します。また、まちづくりの諸課題に対応するため、職員の企画立案、実行能力等の強化・向上を図ります。

◎窓口の休日実施

市役所や出張所に、平日来庁出来ない市民の利便性を図るため、休日の窓口業務を実施します。

◎情報化推進事業

各種の申請や届出、地方税の電子申告システムなどの整備による手続きの簡素化を進めるとともに、「市民公開用地理情報システム」（地図を利用した行政情報の公開など）を導入し、福祉・環境・生活などの行政サービス効率化・高度化のための基盤を整備していきます。またニーズに応じた情報サービスを提供していきます。

◎公共ネットワーク整備事業

地域の教育・行政・福祉・健康・防災などの高度化を図るため、学校・図書館・公民館・市役所などをつなぐ情報基盤を整備し、各種情報提供・施設予約・議会中継など市民サービスの向上に努めます。また、市民サービスの向上のため、既存設備の財産処分を行いつつ、事務の効率化やネットワークの簡素化、監視及びセキュリティ向上を図るため、本庁舎のネットワークを延長し各出先機関等を結びます。

◎公共施設の整理統合と有効利用

地域の需要を勘察し、施設配置の効率化と有効利用を図ります。

Ⅵ 新市における千葉県事業の推進

1. 千葉県の役割

- 千葉県は、新市の一体性を高めるための事業を推進するとともに、市町村合併に伴う負担を軽減するため「ふさのくに合併支援交付金」により財政支援を行います。また、これまでの地域づくり事業で得られた情報等を踏まえて、地域が主導する新市の活性化に向けた取組みに対して、多角的な支援を行います。
- 千葉県は、「成田・千葉ニュータウン業務核都市」の一翼を担う、新市の都市機能の強化を図り、平成25年度の千葉ニュータウン事業完了に向け、共同施行者である都市再生機構や関係機関と連携して「住む」「働く」「学ぶ」「憩う」など、各種機能の複合した総合的な街づくりを目指し、基盤整備の促進と一層の土地処分の推進に努めます。
また、北千葉道路等の幹線道路網の整備を計画的に推進するとともに、歩道整備や交差点改良等の安全で安心な交通安全対策を推進します。
さらに、都市機能の強化や、企業集積の取組みと併せ、地域の主体的な産学官連携の意欲ある取組みを支援し、地域経済活性化に努めます。
- 千葉県は、超高齢化社会に対応し健康づくり・医療・福祉分野ごとの基盤を充実させるとともに、分野横断的・複合的な地域ニーズに応えるため、健康づくり・医療・福祉が相互に連動した施策に新市と一体となって取組み、新市が目指す住民が健康で安心していきいきと暮らせる、まちづくりを支援していきます。

2. 新市における千葉県事業

【主要事業】

- ・千葉ニュータウン事業の推進
- ・一般国道464号北千葉道路の整備
- ・主要地方道千葉竜ヶ崎線（通称コスモス道路）の整備
- ・主要地方道千葉竜ヶ崎線の整備
- ・主要地方道鎌ヶ谷本埜線の整備
- ・主要地方道船橋印西線の早期事業化
- ・一般県道八千代宗像線の整備
- ・一般県道印西印旛線の整備
- ・（仮称）若草大橋延伸線の早期事業化

Ⅶ 公共施設の統合整備

公共的施設の整備統合については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、地域の持つ特殊性や市域全体のバランス、さらには財政事情を考慮しながら、逐次検討・整備を進めていきます。

また、新たな公共施設の整備についても、厳しい財政事情を踏まえ、その必要性や事業効果を充分検討したうえで、既存の公共施設の有効活用を前提に、より効率的な整備に努めていきます。

Ⅷ 財政計画

1. 前提条件

新市における財政計画は、合併後の平成22年度から平成31年度までの10年度間について、普通会計ベース（上下水道会計、国民健康保険会計、後期高齢者医療（老人保健事業）会計、介護保険事業会計などの会計を除いたもの）の歳入・歳出の項目ごとに過去の実績、経済情勢などによる地方の厳しい財政環境を勘案しつつ、合併後も健全な財政運営を堅持していくことを基本に作成しています。

(1) 歳入

歳入の項目それぞれの前提条件は、以下のとおりです。

| 項目 | 前提条件 |
|----------------|---|
| 地方税 | 地方税については、平成19年度決算額および平成20年度決算見込みをはじめとする過去の実績を踏まえ、現行の税制度を基本に今後の人口推移や合併後の考慮される事項を勘案し算定しています。 |
| 地方交付税 | 地方交付税については、普通交付税において現行制度を基本にしながら、国・地方を通じた厳しい財政状況による影響および今後の情勢を踏まえたなかで算定の特例である合併算定替など、合併に係る財政支援措置を見込みながら算定しました。また、特別交付税においては過去の実績などを踏まえながら算定しています。 |
| 国庫支出金・ 県支出金 | 国庫支出金および県支出金については、過去の実績を踏まえながら新市基本計画において予定される事業の財政支援措置などを見込んで算定しています。 |
| 繰入金 | 繰入金については、継続費分のみ算定しています。 |
| 地方債 | 地方債については、過去の実績を踏まえながら、新市基本計画において予定される主要事業を実施するために、合併推進債などの活用も見込んで算定しています。 |
| 諸収入 | 過去の実績を踏まえ、算定しています。公益的施設整備負担金は、個別に算定しています。 |
| その他 | 上記以外に見込めるものとして、地方譲与税、各種交付金や地方特例交付金、分担金・負担金および使用料・手数料などについては、過去の実績を踏まえながら算定しています。 |

(2) 歳出

歳出の項目それぞれの前提条件は、以下のとおりです。

| 項目 | 前提条件 |
|--------------------|---|
| 人件費 | 人件費については、退職者の補充（新規採用者）を抑制することで一般職員数の削減を見込んでおり、さらに合併を行うことで特別職や議員数の減少を見込んで算定しています。 |
| 扶助費 | 扶助費については、増加傾向にある現在の状況を勘案しながら過去の実績などを踏まえ、今後の人口推移などを見込んで算定しています。 |
| 公債費 | 公債費については、平成19年度までの地方債にかかる償還額を前提に、平成20年度地方債借り入れ分の償還見込額や平成21年度以降の事業、特に新市基本計画において予定されている主要事業の実施にともなう新規地方債の償還予定額に通常見込まれる経費を加算して算定しています。 |
| 物件費 | 物件費については、合併当初は増加が見込まれますが、その後は事務事業の精査や合併による事業の効率化を見込んで算定しています。 |
| 補助費等 | 補助費等については、各種団体へ支出している負担金や補助金など過去の実績を踏まえながら、今後の計画額を見込んで算定しています。 |
| 繰出金 | 繰出金については、下水道事業会計や国民健康保険会計、介護保険事業会計などへ繰り出す費用として、過去の実績を踏まえながら算定しています。 |
| 普通建設事業費 （投資的経費） | 普通建設事業費については、過去の実績を踏まえながら新市基本計画において予定される主要事業や、その他の施設や道路などの通常見込まれる整備費を考慮し算定しています。 |
| その他 | 維持補修費、投資・出資金・貸付金については、過去の実績を踏まえながら算定しています。 |

2. 歳入

【単位：百万円】

| 区分 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地方税 | 14,983 | 15,047 | 14,902 | 14,953 | 15,004 | 14,862 | 14,813 | 14,767 | 14,529 | 14,471 |
| 地方譲与税 | 379 | 379 | 379 | 379 | 379 | 379 | 379 | 379 | 379 | 379 |
| 利子割交付金 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 | 39 |
| 配当割交付金 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 地方消費税交付金 | 599 | 599 | 599 | 599 | 599 | 599 | 599 | 599 | 599 | 599 |
| ゴルフ場利用税交付金 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 |
| 自動車取得税交付金 | 188 | 188 | 188 | 188 | 188 | 188 | 188 | 188 | 188 | 188 |
| 地方特例交付金 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 |
| 地方交付税 | 2,227 | 2,392 | 2,324 | 2,241 | 2,162 | 1,885 | 1,563 | 1,121 | 724 | 207 |
| 交通安全対策特別交付金 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 分担金・負担金 | 118 | 118 | 118 | 118 | 118 | 118 | 118 | 118 | 118 | 118 |
| 使用料・手数料 | 509 | 509 | 509 | 509 | 509 | 509 | 509 | 509 | 509 | 509 |
| 国庫支出金 | 1,720 | 1,836 | 1,805 | 1,795 | 1,929 | 1,932 | 1,701 | 1,507 | 1,632 | 1,334 |
| 県支出金 | 880 | 897 | 914 | 918 | 936 | 954 | 959 | 958 | 958 | 960 |
| 財産収入 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 | 80 |
| 繰入金 | 243 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 諸収入 | 2,717 | 2,573 | 2,549 | 2,511 | 2,336 | 2,237 | 2,202 | 2,025 | 2,015 | 1,924 |
| 地方債 | 2,561 | 2,275 | 2,189 | 2,135 | 2,295 | 2,260 | 1,944 | 1,636 | 1,805 | 1,342 |
| 歳入合計 | 27,569 | 27,258 | 26,921 | 26,791 | 26,900 | 26,368 | 25,420 | 24,252 | 23,901 | 22,476 |

3. 歳出

【単位：百万円】

| 区分 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人件費 | 5,484 | 5,323 | 5,283 | 5,263 | 5,116 | 4,937 | 4,845 | 4,784 | 4,700 | 4,646 |
| 扶助費 | 2,350 | 2,432 | 2,519 | 2,588 | 2,680 | 2,778 | 2,845 | 2,880 | 2,917 | 2,966 |
| 公債費 | 3,080 | 3,091 | 3,034 | 3,083 | 3,099 | 2,794 | 2,847 | 2,687 | 2,507 | 2,536 |
| 物件費 | 4,323 | 4,136 | 4,089 | 4,107 | 4,004 | 3,966 | 3,920 | 3,883 | 3,836 | 3,793 |
| 維持補修費 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 | 92 |
| 補助費等 | 4,773 | 4,749 | 4,727 | 4,641 | 4,488 | 4,590 | 4,931 | 5,078 | 4,476 | 4,690 |
| 投資・出資金・貸付金 | 96 | 96 | 96 | 96 | 96 | 96 | 96 | 96 | 96 | 96 |
| 繰出金 | 1,557 | 1,557 | 1,555 | 1,555 | 1,555 | 1,555 | 1,555 | 1,555 | 1,555 | 1,555 |
| 普通建設事業費 (投資の経費) | 5,814 | 5,782 | 5,526 | 5,366 | 5,770 | 5,560 | 4,289 | 3,197 | 3,722 | 2,102 |
| 歳出合計 | 27,569 | 27,258 | 26,921 | 26,791 | 26,900 | 26,368 | 25,420 | 24,252 | 23,901 | 22,476 |

用語の説明（財政計画）

歳入

○ 地方税

地方税には、市町村民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、たばこ税などの普通税、都市計画税などの目的税があります。

○ 地方譲与税

課税の便宜上、国が国税として徴収した後、地方公共団体に対して譲与する税。地方道路揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがあります。

○ 各種交付金等

各種交付金等には、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金があります。

○ 地方交付税

社会経済が発展するにつれ、人口や産業が特定の地域に集中していくことで地方税収入額に差が生じてきます。そこで、標準的な行政を行うための支出に比べて、地方税収入が不足する自治体に対し、その格差を埋めるための経費を国にいったん集めてから交付される税を地方交付税といいます。国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合が地方交付税の総額となります。

各自治体の基準財政需要額（標準的な水準で行政を行うために必要な経費）と基準財政収入額（税等をどの程度確保できるか試算した額）を算定し、財源不足が生じる自治体は普通交付税として財源が補てんされます。

$$\text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額} = \text{財源不足額} \rightarrow \text{地方交付税（普通交付税）}$$

また、地方交付税のうち特別交付税については、普通交付税で算定されない市町村が行う特別の財政需要に対し交付されます（例：災害復旧に要する経費）。

○ 国・県支出金

福祉・教育など市町村が行う特定の事業について、国と地方公共団体が経費を負担しあって仕事をする場合に、財政資金の計画的な投入やその事務を奨励する目的で、国・県から市町村に対し交付される負担金や補助金などをいいます。

○ 分担金・負担金

事業に要する経費の全部または一部をその事業の受益に応じて負担いただくものです。

○ 使用料・手数料

使用料とは、体育館や公民館などの施設を利用した場合などに徴収する料金です。

手数料とは、住民票や印鑑登録証明などの各種証明書発行に要する経費など、提供するサービスの対価として徴収する料金です。

○ 財産収入

市町村が所有する財産に係る貸し付けや売り払いによって生ずる現金収入や、基金等の預金の利息収入があります。

○ 繰入金

他の会計や基金（貯金）から繰り入れられる資金をいい、歳入に不足を生じる場合においては、財政調整基金や教育施設整備基金といった各基金から繰り入れるなどして弾力的な財源の調整を行います。

○ 諸収入

諸収入とは、他の歳入科目に分類されない収入をいい、銀行を経由して中小企業者に貸し付けている貸付金の元利収入や税金等の延滞金などがあります。

○ 地方債

地方債は、公共施設等の建設事業や災害復旧事業などの事業を行うために、国や銀行から資金を借り受ける借入金のことをいいます。地方債によっては地方交付税の不足分を市町村が借入金で補てん（臨時財政対策債）するものもあります。借り入れを行うことで世代間の負担の公平を図れ、計画的・効率的な財政運営を図ることができます。

※ 臨時財政対策債

地方の財源不足を補てんするため特例的に認められる地方債です。従来はこの財源不足額を補てんするため、交付税特別会計で借入れを行い、交付税として地方に配分してきました。平成13年度から地方自らが直接借り入れる方式に切り替えられ、これを臨時財政対策債といいます。この元利償還金は、その全額が後年度交付税措置され、いわば交付税の肩代わりといえるものです。

歳 出

○ 人件費

人件費に属するものとしては、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給、地方公務員共済組合負担金、退職金などがあります。

○ 扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等に基づき、現金または物品の別を問わず直接支給される経費をいいます。

○ 公債費

過去に公共施設等の建設事業や災害復旧事業などの事業を行ったことにより、借り受けた地方債の元金および利子の償還額をいいます。

○ 物件費

消耗品費、通信費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、光熱水費など、消費的性質の経費をいいます。

ただし、100万円以上の備品購入は、投資的経費（普通建設事業費）に含まれます。

○ 維持補修費

公共施設等を維持するために必要となる修繕費等の経費をいいます。ただし、増改築などの大規模な修繕経費は投資的経費に含まれます。

○ 補助費等

各種団体や行政組合をはじめとする一部事務組合等への負担金、補助金および交付金があります。

○ 投資・出資・貸付金

投資及び出資金とは、契約等に基づいて公益法人等に対し市町村が出資する経費をいい、貸付金とは、条例により団体や個人に貸し付けた経費をいいます。

○ 繰出金

下水道事業の事業会計や国民健康保険、介護保険などの保険給付にかかる特別会計に対して、各会計の運営を行う上で必要なお金を繰り出す経費のことをいいます。

○ 普通建設事業費（投資的経費）

道路や学校など公共施設の建設事業や災害復旧にかかる経費をいいます。100万円以上の備品を購入した場合もこの投資的経費に含まれます。

投資的経費には、国庫支出金を受け実施する補助事業と地方自治体（県や市町村）の経費だけで実施する単独事業に分けられます。

印西市・印旛村・本埜村新市基本計画 平成21年7月

印西市・印旛村・本埜村合併協議会

〒270-1396

千葉県印西市大森2364番地2（印西市役所内）

TEL 0476-42-5111（代）FAX 0476-42-7559

